

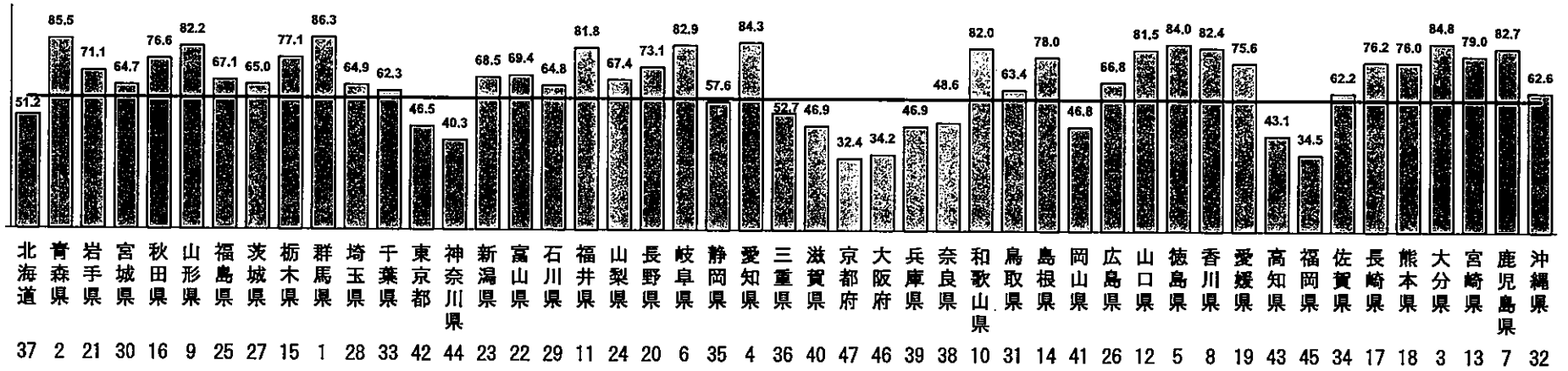
(7) 相談支援の充実等について

- 市町村は支給決定を行うに際し、平成27年4月以降はサービス等利用計画案等の提出を必ず求めるものとされているが、経過措置の終了が目前に迫った、平成26年12月末時点の進捗状況については、計画相談支援・障害児相談支援ともに約6割であった。
- これまで、厚生労働省では特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、
 - ・ 都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
 - ・ 市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議
 - ・ 平成27年度に限った市町村による代替プランの作成の導入等事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて示してきたところであるが、各都道府県におかれては、管内市町村の平成27年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないか指導いただきたい。
- また、平成27年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成27年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価することとしているが、その他にも地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう重層的な相談支援の体制の充実を図りたい。

- 適切なマネジメントの実施に当たっては、インフォーマルサービスを含め地域において利用者の必要な社会資源が充足されている必要がある。平成27年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としているため、積極的に活用いただき、地域の課題解決に向けた取組を検討されたい。

計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）

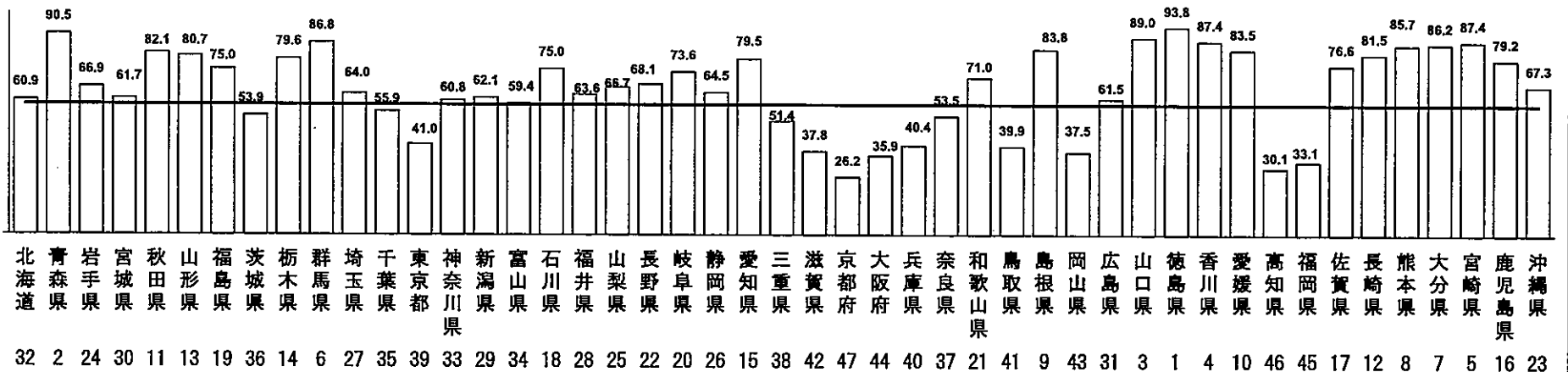
○ 都道府県別 計画相談支援実績（H26.12：厚生労働省調べ）



【都道府県名の下に数字は順位、グラフ中の線は全国平均59.0%】

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績（H26.12：厚生労働省調べ）



単位：% 【都道府県名の下に数字は順位、グラフ中の線は全国平均（58.8%）】

↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜市区町村の役割＞ 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(* 従来からの業務)→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)
- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

＜都道府県の役割＞ 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、
- (1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2) 特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》



- ・利用者の基本情報や利用者の意向等を勘案したサービス等利用計画案等の初期情報を収集、記入
- ・計画相談支援等の提供方法に関する指導・助言

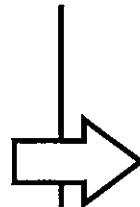
情報提供、指導・助言
確認依頼、照会

- ・基幹相談支援センター等から情報提供された、サービス等利用計画案等の最終的な作成
- ・サービス等利用計画等も含めた計画相談支援等の提供方法に関する照会

《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について》※モニタリング・障害児相談支援は対象外
【本来(現行)】



訪問



【27年3月末までの暫定措置】



訪問



※ 基準省令第15条第2項第6号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならない。」

- 今回に限ったものである旨を利用者に説明
- 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

市町村における代替プランについて

* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

<概要>

- 平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成する。
なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けられていない利用者のための平成27年度に限った緊急かつやむを得ない措置

<留意事項(ポイント)>

① 計画相談支援等と同等の質の確保について

代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水
準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、

- ・ 計画相談支援等における、居宅等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基
準に準ずる業務を実施
- ・ 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施 等

なお、市町村は、次回のサービス等利用計画等の作成等については、新たに確保した指定特定相談支援事
業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次回の支給決定時においては、
指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定
特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

※ 都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時まで指定特定相談支援事業
所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関
する助言・指導を行う。

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<基本的考え方>

- 「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

<留意事項(ポイント)>

○「セルフプラン」を・・・

- ① 「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② 「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」:市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提

→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

○上記(②)の場合には、市区町村は・・・

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。